

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区広尾5丁目14番2号 NIKIビル5階
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和5年12月5日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	クオantumソリューションズ株式会社
証券コード	2338
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	チャン ユク シャン シャーリー (Cheung Yuk Shan Shirley)
住所又は本店所在地	香港 中環 (Central, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
電話番号	03-5793-1501

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年7月6日
訂正箇所	令和3年7月13日に提出いたしました変更報告書No.2の「個人である提出者等の住所・生年月日」(非縦覧)書面の一部に不備がありましたので、これを訂正します。 また、同報告書の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。 なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

表紙

<訂正前>

氏名又は名称 チャン ユク シャン シャーリー (Cheung Yuk Shan Shirley)
住所又は本店所在地 香港 チョンホムコック (Chung Hom Kok Hong Kong)

<訂正後>

氏名又は名称 金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
住所又は本店所在地 東京都渋谷区広尾5丁目14番2号 NIKIビル5階

第2 提出者に関する事項

1 提出者(大量保有者) / 1

(1) 提出者の概要

提出者(大量保有者)

<訂正前>

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	チャン ユク シャン シャーリー (Cheung Yuk Shan Shirley)
住所又は本店所在地	香港 チョンホムコック (Chung Hom Kok Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

<訂正後>

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	チャン ユク シャン シャーリー (Cheung Yuk Shan Shirley)
住所又は本店所在地	香港 中環 (Central, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	